

つぼ八事件完全勝利！ 最高裁勝利決定に対する声明

3月18日、最高裁判所第3小法廷は、不当労働行為救済命令取消請求事件（通称「つぼ八事件」）で、会社の再上告を棄却する決定を下した。これで現場管理者・科長、助役らの言動が不当労働行為にあたるとした東京高裁の判断が確定した。リューズ事件（2006年12月8日）、中津川事件（2007年12月25日）に続いての連続勝利である。会社は直ちに不当労働行為をやめ、「謝罪文」を掲示しなければならない。

この事件は、JR東海労結成間もない、1991年8月19日にJR神田駅北口近くの「居酒屋・つぼ八」において、会社（助役、科長）が東京運転所分会の組合員に対して、脱退懲遷と分会活動への支配・介入を行った不当労働行為を、愛知県地方労働委員会に救済申立を行い、以来16年間の長きにわたり闘い抜いてきたものである。

本件は地方労働委員会で救済申立が棄却されて以降、命令・判決が二転三転してきたが、今回、最高裁が会社の再上告を棄却し、我々が完全に勝利したものである。

争点は、現場の下級職制・科長、助役らの発言が、対立関係にある東海労組（現東海ユニオン）の組合員としての発言なのか、それとも会社の意を汲んだ管理者としての発言なのか、ということであった。最高裁は、下級職制による言動や行為を、利益誘導、脱退懲遷の行為と事実認定した上で「上司の立場での言動」と認定した東京高裁の判決を支持し、会社の上告を棄却したものである。

なりふりかまわず繰り返される会社の不当労働行為は指弾され、満天下に明らかになった。我々は、ここに高らかに勝利宣言を発する。

今回の判決は、リューズ事件、中津川事件の最高裁判決同様、歴史的に大きな意味を持つものである。多くの企業の横暴がまかり通り、泣き寝入りせざるを得ない労働者に一筋の光明を与えるものである。

我々は、この勝利判決に自信と確信を待ち、会社からのいかなる攻撃がかけられようとも反撃の闘いを展開する。同時に、加藤誠二さんの早期職場復帰・不当解雇処分撤回を勝ち取るための闘いを、全職場から断固として闘っていくことをあらためて宣言する。

2008年3月19日
JR東海労働組合中央本部